

## 令和8年度 白井市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

### 1 業務の名称

白井市子育て世帯訪問支援事業業務委託

### 2 実施場所

白井市内（利用者の居宅等）

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 委託内容

家事、育児等に不安又は負担を抱える子育て世帯及び妊産婦若しくはヤングケアラー等がいる世帯に対し、家庭及び養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、受託者の訪問支援員が対象者の居宅を訪問し、子育て世帯等が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行う。

### 5 対象者

本市に居住し、次のいずれかに該当する者が属する世帯であって、市長が子育て世帯訪問支援事業を実施することが特に必要と認める者とする。なお、他の公的サービスを利用している世帯であっても本事業を利用できるものとするが、同日同時刻に複数の公的サービスは利用できないものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれある妊婦
- (4) その他、市長が特に必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

### 6 支援内容

受託者の訪問支援員が行う支援は、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 家事支援（食事の準備・片付け、食材・生活費必需品等の買い物、居室等の掃除・整理整頓、衣類の洗濯等）
- (2) 育児・養育支援（子どもの世話、保育所等への送迎等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 市の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

(6)その他、子育て世帯訪問支援事業の目的を達成するために市長が特に必要と認める支援  
ただし、次の場合は支援を行わないものとする。

- ア 病児・病後児の保育
- イ 対象世帯の世帯員が不在の場合
- ウ 感染症の患者が世帯員にいる場合

## 7 支援の実施日及び時間、回数等

### (1) 実施日

月曜日から金曜日までで受託者が訪問支援員を派遣することができる日とする。

ただし、次に掲げる日においては、支援を実施しない。

- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定されている休日
- イ 12月29日から翌年の1月3日まで（アに掲げる日を除く。）

### (2) 実施時間

午前9時から午後5時までの間で、1回あたり2時間以内とし、1日2回を限度とする。

### (3) 訪問支援員の派遣時間

ア 訪問支援員の派遣時間は利用者宅訪問から辞去までの間の実質支援時間数とし、訪問支援員の食事や休憩時間は派遣時間に含まない。

イ 派遣時間は31分以上1時間以下の実施を1単位として1時間とみなし、30分以下の端数が生じた場合は、0.5単位として0.5時間とみなす。

## 8 利用者負担額

訪問支援員派遣に係る利用者負担額は、無料とする。ただし、訪問支援員が生活必需品等の買い物その他の援助を行う際に、移動のための交通費等を必要とする場合は、利用者が当該交通費等の実費相当額を負担する。

## 9 委託料

委託料は、単価契約（実績払）とし、以下の経費を含むものとする。

### (1) 支援費

訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時間当たり3,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### (2) 交通費等

訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した回数につき、1回当たり1,860円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### (3) 事務費及び管理費

1か月当たり47,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ただし、月に1回以上の利用があった月のみとする（キャンセル料が発生した月の場合も含む）。

### (4) キャンセル料の取扱いについて

利用者から訪問支援員派遣予定日の前日午後5時以降に派遣日変更等の連絡があった場合は、3,000円を、訪問支援員が利用者宅を訪問したにもかかわらず、業務を履行することができなかった場合は、4,860円を、委託者は受託者へ支払うものとする。

## 10 支援の流れ

### (1) 派遣事業者の決定

受託者の中から、利用者の希望を踏まえ、委託者が派遣事業者を決定する。

### (2) 派遣の依頼から支援の実施

ア 委託者は、利用者のサポートプランと併せて、別紙①「白井市子育て世帯訪問支援事業派遣依頼書」に必要事項を記載したものを受託者へ送付し、訪問支援員の派遣を依頼する。

イ 受託者は、別紙②「白井市子育て世帯訪問支援事業活動連絡票」により派遣日程について委託者に報告し、支援を実施する。

ウ 受託者は、支援内容を別紙③「白井市子育て世帯訪問支援事業実施確認書兼活動報告書」に記録し、利用者の検印又はその他の方法により履行確認を受ける。

エ 利用者が支援のキャンセルを行う場合は、利用者が受託者に連絡するものとし、受託者はキャンセルの理由等を聞き取りし、速やかに委託者にその旨を連絡するものとする。

### (3) 委託料の請求

受託者は、委託料を請求しようとするときは、別紙④「白井市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書」に、利用者の履行確認を受けた別紙③「白井市子育て世帯訪問支援事業実施確認書兼活動報告書」を添えて、委託者に請求するものとする。

## 11 受託者の体制

受託者は、委託者の決定内容に基づく支援を提供できるよう、次の体制を確保すること。

(1) 本業務の履行を監督する業務責任者を配置し届け出ること（任意様式）。

(2) 支援を提供する訪問支援員から、利用者についての相談があった場合、適切に対応できる体制の確保に努めること。

(3) 訪問支援員は、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格を有する者、又は介護職員初任者研修を修了した者、その他育児又は家事に関する援助を適切に実行する能力を有している者とする。なお、訪問支援員は次のいずれにも該当しない者とする。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等の虐待を行った者

エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

- (4) 受託者は、委託者からの事業に関する説明を業務責任者及び訪問支援員の主任担当者等に受けさせるとともに、訪問支援員に対し、資質向上のために必要な研修（事業の目的、内容、支援方法、個人情報管理、守秘義務等に関する講習、AEDの使用方法・救命救急講習及び事故防止に関する講習等の実習）を実施すること。

## 12 緊急時の対応

受託者は業務の実施に伴い発生する緊急事態に対処するため、次の事項に留意すること。

- (1) 利用者又は訪問支援員等の事故及び本業務の履行に支障を及ぼすような事態に備え、マニュアルの作成など、緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、訪問支援員等に徹底させること。
- (2) 本業務中に事故等が発生した場合、次の行動をとること。
- ア 医療機関などに連絡を取り、緊急対応をとること。
- イ 事故及び緊急対応の状況を委託者に報告し、その指示を受けること。
- ウ 事故報告書（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。

## 13 苦情対応

受託者は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、利用者等の立場に立って、その苦情対応に努めること。

## 14 傷害・賠償責任保険への加入

受託者は、本業務を実施するに当たり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。

## 15 守秘義務

受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務以外に使用してはならない。当該契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## 16 その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して、その内容を定めるものとする。